

那智勝浦町認定不良空家等の除却に係る土地の固定資産税減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不良空家等の除却を促進し、町民の安全及び安心の確保を図ることを目的として、那智勝浦町税条例（昭和43年条例第1号）第71条第1項第4号及び那智勝浦町税の減免に関する規則（平成23年規則第19号）第3条第4号に規定する固定資産税の減免のうち、認定不良空家等を除却した後の土地に対する固定資産税の減免の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「認定不良空家等」とは、那智勝浦町不良空家等除却補助金交付要綱第3条第1項に規定する認定不良空家等であつて、かつ、同要綱第5条第2項の規定による那智勝浦町不良空家等認定通知書の交付を受けたものをいう。

(減免対象)

第3条 この要綱の規定による固定資産税の減免（以下「減免」という。）は、認定不良空家等の敷地の用に供されていた土地であつて、かつ、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2の規定による住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例（以下「住宅用地特例」という。）の適用を受けた土地（以下「減免対象土地」という。）について行う。

2 前項に規定する減免を申請することができる者は、減免対象土地の所有者、その相続人、納税管理人又は相続財産管理人（法人を除く。以下「申請者」という。）とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、減免の対象としないものとする。

- (1) 減免対象土地を営利目的で使用している場合
- (2) 申請者が町税を滞納している場合
- (3) 申請者が不正な行為等により虚偽の申請を行った場合
- (4) 公共事業等による補償の対象となっている場合
- (5) その他町長が減免することが適当でないと認める場合

(減免期間及び減免額)

第4条 減免対象土地に対して課する固定資産税の減免は、認定不良空家等の除却が完了した日（以下「除却完了日」という。）の属する年の翌年の1月1日（当該除却完了日が1月1日である場合には、同日。以下同じ。）を

賦課期日とする年度から、当該除却完了日の属する年の翌年の1月1日の翌日から起算して5年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分の固定資産税について、当該減免対象土地に係る固定資産税の額と、当該減免対象土地が住宅用地特例の適用があるものとみなして算出した固定資産税の額の差額相当分を減額することにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、該当すると認められた日の属する年度をもって減免を終了するものとする。

(1) 減免対象土地が新たに住宅用地特例の適用を受けた場合

(2) 減免対象土地の所有権の移転(相続によるものを除く。)がされた場合

(3) 前条第3項各号のいずれかに該当することが判明した場合

(4) 減免対象土地が適正に管理されないことにより、周辺住民の住環境に悪影響を与えたと認められる場合

(減免の申請)

第5条 減免を受けようとする申請者は、除却完了日の属する年の翌年(当該除却完了日が1月1日である場合には、同年。)の1月末日までに、認定不良空家等の除却に係る土地の固定資産税減免申請書(様式第1号)に必要書類を添付し町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、その結果を認定不良空家等の除却に係る土地の固定資産税減免可否決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(減免の終了通知)

第6条 前条第2項の通知を受けた減免対象土地が第4条第2項の規定に該当すると認められた場合は、認定不良空家等の除却に係る土地の固定資産税減免終了通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則 (令和5年9月29日公布)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和6年度分の固定資産税から適用する。

2 この要綱施行の際現に第2条に規定する那智勝浦町不良空家等認定通知書の交付を受け、かつ、第4条第1項に規定する認定不良空家等の除却が完了している土地について、この要綱の規定を適用する。この場合において、第4条第1項中「認定不良空家等の除却が完了した日(以下「除却完了日」という。)の属する年の翌年の1月1日(当該除却完了日が1月1

日である場合には、同日。以下同じ。)を賦課期日とする年度から、当該除却完了日の属する年の翌年の1月1日の翌日から起算して5年を経過する日を賦課期日とする年度まで」とあるのは「令和6年度から令和10年度まで」と、第5条第1項中「除却完了日の属する年の翌年(当該除却完了日が1月1日である場合には、同年。)の1月末日まで」とあるのは「令和6年1月末日まで」と読み替えるものとする。

認定不良空家等の除却に係る土地の固定資産税減免申請書

那智勝浦町長 様

(申請者)

住 所

氏 名

(署名又は記名押印)

電話番号

那智勝浦町認定不良空家等の除却に係る土地の固定資産税減免に関する要綱第5条第1項の規定により、 年度から 年度までの固定資産税の減免を受けたいので、必要書類を添えて申請します。また、町税の納付状況の調査について同意し、減免の対象となる土地を周辺住民の住環境に悪影響を与えないよう適正に管理することを誓約します。

1. 減免を受けようとする土地の明細

所在（地番）	地目	地積（㎡）

2. 認定不良空家等の除却完了年月日 年 月 日

3. 添付書類

- ① 那智勝浦町不良空家等認定通知書（写し）
- ② 除却した認定不良空家等の位置図
- ③ 現場写真（除却前、除却後）
- ④ 認定不良空家等の除却完了年月日を証する書類（当該建物の登記事項証明書又は解体証明書など）
- ⑤ 申請者が相続人である場合、土地所有者の相続人であることの確認書類（戸籍の全部事項証明書など）
- ⑥ その他町長が必要と認める書類

認定不良空家等の除却に係る土地の固定資産税減免可否決定通知書

様

那智勝浦町長

年 月 日付けで申請のありました固定資産税の減免について、
下記のとおり決定しましたので、那智勝浦町認定不良空家等の除却に係る土地の
固定資産税減免に関する要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

1. 減免の可否 可 ・ 否（理由 ）

2. 減免年度 年度から 年度

3. 減免対象土地

所在（地番）	地目	地積（㎡）

4. 減免額

減免額は、減免対象土地に係る固定資産税の額と、減免対象土地が住宅用地特例
の適用があるものとみなして算出した固定資産税の額の差額相当分とします。

5. 減免の終了

那智勝浦町認定不良空家等の除却に係る土地の固定資産税減免に関する要綱第
4条第2項に規定する事由が生じたときは、減免を終了するものとします。

認定不良空家等の除却に係る土地の固定資産税減免終了通知書

様

那智勝浦町長

年 月 日付け那税第 号で通知しました固定資産税の減免について、那智勝浦町認定不良空家等の除却に係る土地の固定資産税減免に関する要綱第4条第2項の規定により下記のとおり終了しますので、同要綱第6条の規定により通知します。

記

1. 減免終了年度 年度
2. 減免終了理由 ()
3. 減免終了土地

所在（地番）	地目	地積（㎡）